

雜 錄

獨逸に於ける鐵鋼トラストの設立 (スター、アイゼン、本年月7月29日版摘錄) 獨逸の鐵鋼業の合同運動を多年を通して追及せば大なる輪廓の中に次の如き發達の傾向あるを確め得可し即ち大戰前には鐵工業に於てはカルテル若くはシデケートが優勢なるを見たり蓋しこれ等は企業者が其生産品の販賣に關し互に連鎖を探る必要に迫られて生れたるものにして換言すれば日日進歩する技術の爲に絶へず増加する大量生産の壓迫をば競争の調節に依て免れんとするなり斯の如き努力の起源は既に1,840年代に遡る事を得べく工場の能力増加するに従ひ1,880年に至り其範圍は漸く廣くなり1,904年遂に製鐵業組合の基礎をなすに至れり。

加之戰爭の前年には既にコンツエル(利益共同體)の組織が認められ而も從斷的聯合及橫斷的聯合の二様の形式に於て現出するに至れり。

こは競争漸時激然となるを以て製造原價を低下し最も利益ある販路の擴張を目的とし又同種或は異種の生産工業を合同する事により拉致し得可き技術的及經濟的方法による最高度の經濟を得んと努力せるなり。

戰後に於ては先以て鐵鋼業のカルテル及コンツエルネが完全に復活せざる可からざるに至れり而して獨逸は不幸なる敗戦の結果として重要な製鐵地方を失へる爲カルテルの状態に非常なる動搖を來せるのみならず通貨膨脹時に於ては異常に而も日々迫り來れる財政窮乏の爲之を放棄するの止むを得ざるに至らんとせるも其事なく全然別途の關係に於て内部の組織が分裂したるを以て先以て只其一部のみ舊態に復するを得たり。

然るにカルテルに反対せる政策が外部に起りカルテルの事業を困難ならしむるに至り其結果として一方に於ては從斷的コンツエルネの思想が漸次發達せり。

斯くて1,923年の終りに至り馬克の安定を得たるを以て1,924年内には物價も復歸せるが爲コンツエルキも或程度迄發達を見たるも再び退嬰して又更にカルテル組織が復活するに至り斯くて今日に至り粗鋼シンデケートの基礎を作りA製品組合及獨逸鋼材組合の新設となり或は棒鋼組合、帶鐵組合、鍼力組合、鋼管シンデケート獨逸鋼線組合、針金組合、製鋼組合等の基礎を形成するに至れり其後時代の要求はカルテル及カルテル類似のコンツエルネの外に更にトラストを生むに至れり即ち大型鋼工業が世界市場に於ける不利なる關係特に佛蘭西、白耳義の投賣、更に稅金、賃金、社交的失業其他の苛重なる負擔により愈々困難なる立場に置かれ而もこの危機は只單にカルテルの力のみにては脱する事を得ずとの議論盛んとなれり。

然れ共他の獨立せる企業に於ける不充分なる聯合に於て屢々見るが如くコンツエルネも又多くの期

待を有せず何となれば個々の工場は之を理論化し生産制限をなし需給を適合ならしむる事によりては發展するものにあらず蓋し或程度以上に制限する時は營業が成り立ち得ざればなり、されば一年以上も以前より同種の製品を製造する工場はこれを合同し徹底的に技術的に理論化せしむる事により生産を安價にして運搬を有利とし販賣を増加し個々の工場の生産費を低下せんと企てたり。

以下述べんと欲する製鋼トラストは粗鋼年額 770 萬噸の能力を有しそが現存する粗鋼シンデケートより割當てられたる生産量は 610 萬噸にして粗鋼シンデケートは現今 32.5% の生産制限率を課せるを以てこのトラストは 410 萬噸の粗鋼を販賣し得るのみなり而して斯の如き能力と販賣との關係により該トラストは多くの工場を休止し工場中最善なる設備を有し其爲最少なる生産費を要する工場のみを働かせつゝあり銑鐵、半製品、壓延製品に關しても略同様なり而してこのトラストは前述せるが如き歴史的基礎の下に出來たる最初の產物にして特に注目に値す。

次にこのトラストの建設に就て詳述せんに其基礎は本年 1 月 14 日にデュッセルドルフに於ける會議に依て始まり其當時の發起者は下の如し。

1. ドイツ、ルクセンブルグ鑛山及冶金株式會社。 2. ガルセンキルヘナー鑛山株式會社。 3. ボシユーメル鑛山及鑛鋼組合。 4. チツセン屬團。 5. フエニツクス鑛山及冶金工業株式會社。 6. チーペン及ウイツスナーの製鐵會社よりなる鋼鐵組合。 7. ライン製鋼株式會社。

而して資本金は 6 萬金馬克にしてこれを發起工場に割當てたりこの基礎的トラストは先試験的のものとして出來上りたるものにしてこれが新トラストの經營の基礎をなせるものなり。

而してこの經營が新トラストに移りし日附は形式上 1,926 年 4 月 1 日にして此目的を以て其以前に財產目錄等の整理が行はれたり斯くて 1,926 年 5 月 5 日に新トラストと基礎トラストとの間に協定が成立し其れに依りて設備、諸機械等の引渡が 4 月 1 日に逆りて効力を發生するに至れり。

前記の數字が示す如く新トラストは資本も大に増加せり即ち 5 月 7 日の臨時總會の決議により基本資金 7 億 9,994 萬金馬克を増加し總額 8 億金馬克となし 新トラストの株 1,000 馬克券 79 萬 9,940 株を發行せり而して其割當は下の如し。

1. ライン、エルベ組合	
(イ) ドイツ、ルクセンブルグ社	1 億 2,079 萬 1,000 金馬克
(ロ) ホツシューマー組合	7,439 萬 4,000 金馬克
(ハ) ゲルセンキルヘン社	1 億 2,079 萬 1,000 //
計	3 億 1,597 萬 6,000 //
2. チツセン屬團	
(イ) フエニツクス鑛山及冶金工業會社	2,374 萬 7,000 //
(ロ) アウグストチツセン冶金組合	

2,409 萬 6,000 //	
(ハ) ローベルク組合	1,686 萬 6,000 //
(ニ) ライン第一組合	1,266 萬 0,000 //
(ホ) ミュールハイム、ルールノチツセン社	3,360 萬 2,000 //
3. ヘニツクス屬團	
(イ) フエニツクス社	1 億 8,916 萬 8,000 //
(ロ) フアンデルザーベン社	1,879 萬 9,000 //
4. ライン製鋼會社	6,799 萬 5,000 //
總計(1乃至4)	7 億 9,994 萬 0,000 //

而して最初交付されたる 1,000 馬克券 60 株を加算すれば各團の所有株は左の如し。

(1) ラインエルベ組合	3 億 1,600 萬金馬克	39.5%	(4) ライン製鋼會社	6,800 萬金馬克	8.5%
(2) チツセン屬團	2 億 0,800 萬金馬克	2.6%	計	8 億 金馬克	100%
(3) ベニツクス屬團	2 億 0,800 萬金馬克	2.6%			

尙トラストは直接生産設備に關係なきも福祉增進の目的を以て 1 億 2,500 金馬克の娛樂證券 (Gorusz.-Scheine) を發行せり其割當は特別なる協調の基礎の下に行へり。

而して特殊の形式により新トラスト基礎トラストとの合同をなし經營の大部分を新トラストに譲渡せり、されば該トラストは或特殊の場合を除きては殆んど純粹の持株會社 (Holding-Gesellschaft) と見做す事を得。

尙將來に於て只ライニツシニ製鋼會社のみは自己の生産設備を所有し又經營し得る事とせり而してこは I. G. 染料工場と關聯せる礦山を所有せるガルセンキルヘンも亦炭坑の外に礦山を自己所有物として經營すべしと云へり。

其他チツセン屬團に於ては或特定の炭坑及オーペルビルケル製鋼所ライスホルツ壓延及ロール工場其他がチツセン一族の所有として殘さるゝ事となれり。

されば吾々が知り得る範圍に於ては左の基礎トラストの經營がトラストに譲渡さるゝものと見れば可なり。

1. ドイツ、ルクセンブルグ礦山及冶金株式會社 (イ) 礦山の部。ダンネンパウム礦山。ブリント、レゲント。フリードリツヘルナツハパール。ブルツフ、ストラーセ。ウイーン、スダールスバンク。グリニツクアウフ。チーフパウ。アドルフ、フォン、ハンセマン。カール、フリードリツヒス。エルブストーレン。カイゼル、フリードリツヒ。トレモニア。 (ロ) 製鐵の部。ドルトムンド組合 (ドルトムンド)(但しロートエルデ並にジーガランド及バイエルン管區を含む)。シユリーベル、グリューネ。ゲブリューデル、クニツヒング(アルテナ)。メツゲネルロール工場(メツゲン)。フリードリツヒ、ウイルヘルムス、ヒュツテー(ミュールハイム、ルール)。ウイルヘルム、ハインリツヒ工場(デュッセルドルフ)ウエーベル(プランデンブルグ)。ノルドゼーウエルク(エムデン)。

2. ゲルセンキルヘナー礦山株式會社 (イ) 礦山の部。ライン、エルベ及アルマ礦山會社。スタイルン及ハルデルブルグ聯合會社。(エリン、ハンサ)ゲルマニア聯合(ウェストハウゼン)。ボニファチエス聯合。ハンブルグ及フランデスカ聯合(ブルト)。ハルト砂鐵採取會社。 (ロ) シヤルケ(Sohalke)の部。ガルセンキルヘン熔鑛爐及鑄造會社。デュイスブルグ熔鑛爐會社。 (ハ) デュッセルドルフの部。デュッセルドルフ鋼管會社。ヒュステン鍛力工場。ブルツフハウゼン及セスト會社。

3. ボシューマー礦山、鑄鋼組合 (イ) 礦山の部。カロリーネンギリュツク組合。エンゲルスブルグ組合。トイブルギア。ウユルフラート石灰石坑。ジーガーランド、ウエステルワルドに於ける

鑛坑、鑛區及之に附屬する地所。ウヰーヘンゲヒルゲ。ラーン及デルベデルク。(ロ) 製鐵の部。

ポシユームに於ける鑛鋼所。ポシユーム製鋼會社。ポシユームに於けるヘンツロツブ會社。

4. フエニツクス鑛山及冶金會社 (イ) 鑛山の部。ホーランド鑛山。ホールスタイルン。グラーフモルトケ。ノルドステルン。シユレスウイツグ。ウエステンデ。ツオルフェライン。エルツグルノベン。(ロ) 製鐵の部。ヘルデル組合(ドルトムンデルフェルドを含む)。デュイスブルグルールオルト。ベルゲボルベツク。デュツセルドルフ。ハム。リツブスタット。ペレツケ。ナツハロット。

5. パンデルデーペン製鋼トラスト及ウイゼナー製鋼會社 (イ) 鑛山の部。鐵鑛坑、石灰石坑。

(ロ) 製鐵の部。ケルンドイチ製鋼及ロール工場。ウイツセナー製鐵會社。ウイツセン及アウエ。ウイツセン鍛力工場。

6. チツセン屬團 (イ) 鑛山の部。フリードリツヒ、チツセン^{1/6 2/5 3/7 6/8}レンスペルグスホーフ。ベーケル工場。ローベルグ。ライン1號。(ロ) 製鐵の部。アウグスト。チツセン製鍊所(ハンボルン)。デンセラーゲンロール工場。ミュールハイマー製鋼及ロール工場。デュースブルグマイデルリツヒ製鍊株式會社。チツセン株式會社。ミュールハイムール機械製造株式會社。

7. ライン製鋼株式會社 (イ) 鑛山の部。總ての鐵鑛坑。石灰石、苦灰石所有者。煉瓦製造業者を含む。(ロ) 製鐵の部。デュースブルグ製鐵工場。ホーヘンリンブルグ及ウイツケーデ製鐵工場。ヒルデン製鐵工場。ベンラート及イミグラート。

このトラストは歐洲關係のものとしては非常に大なるものにして其の規模は左記の數字を以て最も良く想像するを得可し。

即ち石炭は 151 本の堅坑より搬出され石炭鑛區は總計 3 億 6,000 萬 m² の面積を有し石炭埋藏量は地下 1,500 m の深さに達し 53 億噸を藏せり而して 1,925 年度の出炭量は 2,500 萬噸にしてこの量は尙著しく増加するに至る可く即ち最近出炭量平均の 50% を増加する見込なりと云へり。

骸炭製造は 29 の工場に於て總數 71 組の骸炭爐により 1 年間 900 萬噸の骸炭を生産せり。

このトラストに對するライン、ウエストアエリア石炭シンジケートの出炭割當は 3,474 萬 7,000 噸にして全量の 21.6% 強に該當せり本トラストは鑛石、石灰石、硅石、粘土の鑛坑をラインランド及ウエストファーレン地方並にライン及デール近傍、中央獨逸、バイエルン、スペニエン、シユウエーデン、プラシリエン諸地方に所有し其鑛區總計 4 萬 5,000 ヘクタールにして鑛石埋藏量は 6 億 5,000 萬噸と稱せり。

銑鐵は 14 個所の製鐵工場に於て總計 63 本の熔鑛爐に依て製造され其内ライン、エルベ組合 25 本、フェニツクス 20 本。ライン製鐵會社 6 本、チツセン 12 本を所有せりされば本トラストは獨逸國內の熔鑛爐の總數の殆んど 2/3 以上を管理せり。

而して 1 ヶ年間の製銑能力は 900 萬噸以上にして内 700 萬噸は自己の製鋼及ロール工場に於て費消

さる。

本トラストが銑鐵組合より割當てられたる生産振當は組合の總割當の 34% に及べり。

製鋼に關しては 32 基のトーマス式轉爐、116 台の平爐並にベツセマー、電氣爐、等を所有し年產製鋼能力 770 萬噸を有しインゴットシンデケートよりの生産割當額 610 萬噸にして同シンデケートの全生産の 38% を負擔せり。

ロール工場に關しては本トラストはあらゆる種類のロール材を生産し各種の半製品を始めとし建築用材、棒鋼材、型鋼、鋼線材、帶鐵、ユニバーサル鋼材、钢管、厚板、中板、薄板、鍛力等に及べり。而して本トラストの所有する各種組合より受けたる生産割當額左の如し。

A 種 製品組合に關するもの	全割當の	43%	钢管組合に關するもの	全割當の	50.2%
其内 半製品	"	53%	帶鐵組合に關するもの	"	49.1%
建築材	"	44.8%	鍛力組合に關するもの	"	35.3%
型 鋼	"	22.4%	鋼線組合に關するもの	=	19.3%
棒鋼組合に關するもの	"	32.5%			

トラストの所有土地は 1 億 2,165 萬 9,294 m² にして其内 2,885 萬 2,980 m² が工業用地帶なり又 411 台以上の廣軌機關車と 1 萬臺以上の自家用車輛を所有し廣軌道の延長は 1,244 km. に及べり而して其管理に屬する自家用海港は 8 箇所ありて其面積 150 萬 m² に及び 54 台の起重機と最新式設計になれる荷卸機を設備し其運搬能力は 1 ヶ年 1,900 萬噸に及べり従業員は 1 萬 6,000 人の役員と 16 萬人の勞働者にして其大部分は約 5 萬 2,000 戸の社宅に住居せり。

將來トラストは尙協同の範圍を廣めウイーンのオーストリアアルペン礦山トラストの基本金の 54% を所有し又ダツテルンのノエムシエル、リツパー礦山組合の礦山株の 50% を獲得するに至るべし。

尙本トラストは礦石、石灰石等の企業、石炭販賣業、副產物工業、專賣特許業及各種の組合其他の聯合に參與せり。

以上の外 1,926 年 7 月 1 日附を以てジーガーランドのシャロツテン冶金株式會社の合併を實行せり尙スツンム、コンツエルトは自下賃借契約に就き商議中にして之によれば製鐵所の動力及ヴェストファリヤ製鐵及鋼線工場及メンデルン及シュウエルデン製鐵工場の諸設備を 30 年間の期限を以て借受ける事となるなり。

尙又ロンバツヘル冶金工場の引受も目下商議中に屬す而して結果に關しては後に報告するの機會ある可し。

炭坑に關するものは四個の地方的團體に抱含され更にセツセンに於ける中央礦山監督本部の支配下に屬せり。

この 4 個團體はドルトムント、ボシューム、ゲルセンキルヘン及ハンボルナンなり而して個々の團體の組織は左の如し。

クツヒグリュツク、チーフバウ。ウイーンダールスバンク。ミニスター・スタイン。フュルスト、ヘルデンペルグ。ツオレルン1及2。ゲルマニア1及2。ウエストハウゼン。エリン。ハンサ。ヘルデル炭坑(シユレスウイツヒ及ホルスタイン礦山)。トイブルギア。

第2部 ボシューム(礦山の部) カロリネングリュツク。エンゲルスブルグ。ブルツフストラーゼ。ダンネンバウム。フリードリツヘルナツハパール(ハーゼンウインケルを含む)。ブリンク、レゲント(カール、フリードリツヒを含む)ユリウス、フイリツブ。フリーデリカ。ハンブルグ及フランスチカ。

第3部 ゲルセンキルヘン(礦山の部) ボニファチウス。ラインエルベ及アルマ。ブルトチース及ウイルヘルム。ツオルフエライン。グラーフ、モルトケ。ポーランド。ノルドステルン。ニーデルライニツシエー、フェーデル。

第4部 ハムボルン(礦山の部) フリードリツヒ、チツセン堅坑^{1/6, 2/5, 3/7, 4/8}、ベツカーウェルト及レンスペルグスホーフ。ローベルグ^{1/2}。ライン1番坑ウエステンデ^{1/2, 3, 4}。

礦坑及石灰並に苦灰石坑は同じく地方的組合に抱含されこはドルトムンドの中央粗原料監督部の管下に屬せり。

又鐵鋼業に關しても之を出來る丈綜合的監督下に置く様にせり。

即ち現今既にドルトムンド組合、ヘルデル組合、乃至フェニツクスのルールオルテル工場、デュイスブルグ、マイデリツヒのライニツシユ製鋼工場に於て見るが如し。

將來に於て如何なる程度迄トラスト中に網羅する事が有利なるや等に關しては目下の處遮斷を免さず。

主壓延製品の販賣はデュツセルドルフに於ける販賣部に於て行はる然し販賣の一部就中特殊鋼の販賣は之を其生産工場に於て行ふ、其他デュツセルドルフには總監督部を設置せり。(大正15年10月上旬 鐵鋼協議會)

鐵鋼協議會より提出の鐵鋼關稅改正陳情書

鐵鋼關稅率改正ニ關スル陳情書

第52議會=附議サル可キ鐵鋼關稅率改正=關シ目下當局=於テ御審議中ナルヤニ仄聞シ官民製鐵鋼當業者ノ團體タル鐵鋼協議會ハ調査委員ヲ擧ケテ慎重審議ノ結果内外四圍ノ狀勢=照シ別紙改正案ニヨルヲ最モ妥當ナリト認メ本會總會ノ決議ヲ經テ右改正案提出仕候間何卒御詮議、上本會希望ノ達成セラレ候様特ニ御盡力相仰度此段奉懇願候也。

大正15年10月 日

鐵鋼協議會

會長 中井 勵作

幹事長 牧田 環

内閣總理大臣 若槻禮次郎 殿

外務大臣 男爵幣原喜重郎 殿

大藏大臣 片岡直溫 殿

商工大臣 藤澤幾之輔 殿

各通

鐵 鋼 關 稅 改 正 案

號	品名	單位	現行率	改正率
---	----	----	-----	-----

462 鐵(別號ニ掲ケタル)
特殊鋼ヲ除ク

1. 塊及錠

甲、銑 鐵

スピーゲルアイセン・フェロマンガニース

乙、其他ノ不可鍛性鐵合金

丙、其 他

丙ノ 1. シートバー(スケルプ及ティン)
(バーッ含ム)

丙ノ 2. 其 他

2. 條及竿、テー形アンクル形等ノ形狀ヲ有スルモノ

3. レール(フイシユブレートヲ含ム)

4. ワイヤーロッド(巻キタルモノ)

5. 板

甲、金屬ヲ鍍セサルモノ

甲ノ 1. 厚0.7ミリメートルヲ超エサルモノ

イ、硅素鋼板(全重量100分中硅素ノ
重量1以上ノモノ)

ロ、其 他

甲ノ 2. 厚サ3ミリメートルヲ超エサルモノ

甲ノ 3. 其 他

乙、卑金屬ヲ鍍シタルモノ

乙ノ 1. 錫鍍シタルモノ(葉鐵及葉銅)

乙ノ 2. 亜鉛鍍シタルモノ

乙ノ 3. 其 他

6. 線

甲、卑金屬ヲ鍍シタルモノ

乙、卑金屬ヲ鍍セサルモノ

7. リードワイヤ

8. リボン

9. フープ(但シ巾2時以下厚サ2.5)
(ミリヲ超エサルモノ)10. バラゴンワイヤ(卑金屬ヲ鍍シタル)
(ト否トヲ別タス)11. 線索及撚合線(卑金屬ヲ鍍シタル)
(ト否トヲ別タス)

12. パーブドツウイストワイヤー

13. 筒及管(別號ニ掲ケサルモノ)

甲ノ 1. エルホー及ジョイント

甲ノ 2. 其 他

イ、鑄タルモノ

每百斤 10 42(頓7圓)

從 價 1割 2割

每100斤
50頓8.30每100斤
70頓12圓

每100斤 1割5分 2.40(頓40圓)

每100斤 1.10 2.40(頓40圓)

每100斤 .95 2.40(頓40圓)

從 價 1割8分 2.65(頓45圓)

每100斤

每100斤 0.30 0.30

每100斤
3.50(頓59圓)

每100斤 1.95 2.65(頓45圓)

每100斤 1.40 2.40(頓40圓)

每100斤 1.10 2.40(頓40圓)

每100斤 .70 2.40(頓40圓)

每100斤 2.85 3.85(頓65圓)

從 價 2割 2割5分

每100斤
70頓12圓

每100斤 2.85 3.85(頓65圓)

從 價 2割 2割5分

每100斤
3.60(頓60圓)

從 價 1割8分 2割5分

每100斤
5分 5分

從 價 1割 1割

每100斤
5分 5分

從 價 1割5分 1割5分

每100斤
7.00 7.00

從 價 2割 2割5分

每100斤
1.00 1.40

從 價 1割8分 2割5分

品名	單位	現行率	改正率
ロ、其 他			
ロノ 1. 内徑 160 ミリメートルヲ超エサルモノ	從 價	1割8分	3割
ロノ 2. 其 他	從 價	1割5分	2割5分
乙、卑金屬ヲ鍍シタルモノ	從 價	2割	3割
14. 層及故、改造用ニノミ適スルモノ「乙」)		無 稅	無 稅
462ノ 2. 特 殊 鋼			
1. 全重量 100 分中ニツケル、クローム、タンクステン、モリブデン又ハ、コバルト重量 0.5 以上若クハ硅素又ハ、マンガン、ノ重量 1 以上ヲ含有スル塊、錠、條、竿、板及ワイヤロッド（金属ヲ鍍セサル硅素鋼板ニシテ厚サ 0.7 ミリヲ超エサルモノヲ除ク）	從 價	1割8分	2割5分
2. 全重量 100 分中炭素ノ重量 0.7 ノ含有シ且燐及硫黃ノ各重量 0.02% 以下ノ塊、錠、條、竿、ワイヤロッド	從 價	1割8分	2割5分
3. 全重量 100 分中炭素ノ重量 0.5 以上ヲ含有シ且燐及硫黃ノ各重量 0.045% 以下ノ塊、錠、條、竿、ワイヤロッド	從 價	—	3割(新設)

鐵鋼關稅率改正ニ關スル説明書

鐵鋼ニ關スル關稅率ヲ適度ニ改正シ以テ基礎工業ノ確立ヲ期スル事ニ就テハ從來當業者並ニ各種公團體ヨリ建議陳情サレタルモノ其數枚擧ニ追アラス朝野有識者亦概ネ其趣旨ヲ是認シタル處ナルヲ以テ茲ニ之ヲ再說スルノ必要ナカラムモ之ヲ要約スレハ左ノ如シ。

1. 製鐵鋼業ハ諸工業ノ基礎ニシテ經濟上重大ナル關係ヲ有スルノミナラス國防上及貿易ノ均衡上最モ重要視ス可キ事業ナル事。
1. 本邦ノ製鐵鋼業ハ極メテ最近ノ發達ニ係リ歐米ノ 100 年以上ノ歴史ヲ有スルニ比シ本邦ニ於テ近代的製鐵鋼業ノ緒ニ就キタルハ官立八幡製鐵所開業以來ニシテ 25 年ノ星霜ヲ經タルニ過キス民間主要工場ハ多クハ歐洲大戰中ノ發達ニ係リ 10 年内外ヲ經過セルノミナル事。
1. 歐洲ノ製鐵鋼業ハ其今日ノ隆盛ヲ見ルニ至ル迄百方保護獎勵ヲ加ヘ殊ニ過重ナル關稅率ヲ設定シ是ニ或ハ禁示的重稅ヲ課シ多キハ 6 割少キモ 2 割内外ノ關稅ヲ課シタル事。
1. 前述ノ如ク本邦製鐵鋼業ハ其發達ノ歴史最モ新シク保護獎勵ヲ要スルコト最モ緊急ナルニ不拘從來ノ關稅率ハ極メテ微溫的ニシテ保護ノ目的ヲ達成スル上ニ於テ遺憾多カリシ事。
1. 本邦ノ製鐵鋼業ハ最近ノ發達ナルニ不拘戰時中急激ナル發展ヲ遂ケ適當ニ設備ノ改善ヲ計ルニ於テハ其能率ハ特別ノ品種 2.3 ノ除キ何レモ自給自足ヲナシ得ル程度ニ達シ作業技術ノ改善モ不斷當業者ノ苦心ト努力トニ依リ漸次進境ヲ見ルニ至リ已ニ英米輸入品ト對比シテ 生產費逕庭ナキニ至リ今ヤ兩國ノ鐵鋼材ハ特種品ヲ除キ本邦鐵鋼事業ノ脅威トナラサルニ至リタルモ銑鐵ニ在リテハ惠マレタル特種ノ地方的狀況ニヨリ安價ニ產出シ得而モ製鋼業ノ未タ發達セサル爲輸出ニ餘裕ヲ有スル印度銑、鋼材ニアリテハ爲替相場ノ底下トダンビング政策ニヨル歐洲大陸物ノ脅威ヲ蒙ル事多大ナルヲ以テ是ノ二大脅威ニ對シ當分ノ内相當ノ關稅率引上ケヲ行ヒ保護ヲ加フルニ於テハ之ニヨリテ本邦製鐵鋼業ハ急速ナル發展ヲ遂ケ近キ將來ニ於テ全然自給自足ノ實ヲ擧ケ關稅率ヲ低下スルモ自立シ得ルニ至ルノ望充分ナル事。

1. 關稅率ノ增加ハ輸入品ニ對シテ障壁ヲ設ケ其脅威ヨリ脫スルヲ目的トシ時價ハ決シテ增加率丈高騰セサルノミナラス内地生産能力ノ増加ニヨリ生産費ハ低下シ市場價格ハ需要者ノ甚シク苦痛ヲ感セサル程度ニ於テ安定ス可キ事。

鐵鋼關稅率ノ引上ヲ必要トスル理由大略右ノ如シ若シ夫レ個々ノ理由ニ就テハ統計的數字的ニ之ヲ證明スヘキ幾多ノ材料ヲ有スルモ是ニハ之ヲ省ク、設備及作業ノ狀態カ右ノ如ク着々發展ノ途上ニアルニ不拘事業トシテノ鐵鋼業ノ經營ニ至リテハ戰後已ニ8年非常ナル反動的打擊ヲ蒙リ諸事業中最モ苦境ニ沈淪セルハ周知ノ事實ニシテ比較的基礎ノ健全ナルモノト雖モ事業トシテ存續シ得ヘキ最小限度ノ利益スラ舉ケ得サルノミナラス動モスレハ損失ヲ招キツ、アルノ實狀ニシテ只僅ニ一陽來復ノ時期ヲ翹望シツ、只管營業ヲ緊縮整理シテ持久ヲ計リツ、アリ乃チ現時ノ狀態ニシテ持續スルニ於テハ鐵鋼業ハ到底採算不可能ニシテ何等ノ方法ヲ講セス之ヲ自然ニ放任センカ遂ニ頽勢ヲ挽回シテ事業ノ確立ヲ期スル能ハサルニ至ラントス偶々昨年以來當局ノ熱誠ナル御盡力ニヨリ製鐵獎勵法ハ改正セラレ銑鐵ニ對シテハ噸3圓乃至6圓ノ獎勵金ヲ下附セラル、事トナリ條、竿等ノ普通鋼材ニ對シテハ從來ノ從價1割5分ヲ每100斤1圓10錢乃チ1噸18圓62錢=引上ケラレ其他之ニ準シテ改訂セラレタルモ未タ之ヲ以テ充分效果ヲ奏スルニ至ラス印度銑ハ本年上半年ニ於テ11萬2,000噸テフ未曾有ノ大輸入アリ鋼材ニ於テハ歐洲大陸輸入價格ノ豫想以上ノ低落ニヨリ更ニ甚敷打擊ヲ蒙ルニ至レリ之レ内地生產原價ト輸入鐵鋼價格トノ間ニ多大ノ距離アルニ依ルモノニシテ茲ニ再ヒ關稅率ノ改正ヲ希望スル所以ナリ。

今鐵鋼内地生產原價ト印度銑並ニ歐洲大陸鋼材ノ値開ヲ示セハ左表ノ如シ。

1. 内地銑鐵生產原價

費　目	數量 噸	單價 圓	價額 圓
鐵　石	1.7	9.00	15.30
骸　炭	1.1	16.00	17.60
石　灰　石	0.55	2.00	1.10
原料費合計	—	—	34.00
作　業　費			7.00
工　場　原　價			41.00

費　目	價額 圓
市場迄ノ連搬及營業費	7.00
償却及利益	8.00
合　計	56.00
印度銑輸入價格(輸入稅ヲ除キ)	44.00
差　額	12.00
希望改正稅率(獎勵金5圓ヲ差引)	7.00
(100斤ニ付42錢)	

印度銑鐵ノ最近ニ於ケル價格ヲ調査スルニ「カルカツタ」船乘39留比運賃保險料11留比合セテ50留比トナリ之ヲ爲替相場133ニテ換算スル時ハ37圓60トナリ之ニ金利陸揚費、手數料5圓ヲ加フル時ハ42.60トナル即チ本文ニ於テ印度銑輸入價格44.00ト掲ケタルモ尙一層低下スルノ傾向アルカ故ニ改正稅率ハ最低7圓ヲ希望スルモノナリ。

2. 内地鋼材用鋼塊生產費

費　目	數量 噸	單價 圓	金額 圓
原　料　費			
銑　鐵　費	580	51.00	29.58
屑　鐵　費	580	33.00	19.14

費　目	數量 噸	單價 圓	金額 圓
其　他	—		4.50
副產物控除	0.76	35.00	2.66
石　炭　費	430	15.70	6.75

費目	數量	單價	金額
製造費			4.50
勞力費			10.24
直接雜費			

費目	數量	單價	金額
償却及利益			4.00
合計			76.05

3. 小形棒鋼生產費

費目	數量	單價	金額
原料費			
鋼塊費	1.150	76.00	87.40
副產物控除	115	35.00	4.03
製造費			
石炭費			2.50
勞力費			5.50
動力費			2.80

費目	數量	單價	金額
直接雜費			6.50
營業費			7.50
償却及利益			4.00
合計			112.17
歐洲鋼材輸入價格(沖着、輸入稅ヲ除キ)			71.50
差額			40.67
希望改正關稅率			40.00
(100斤=付2.40錢)			

参考ノ爲メ今米國ヨリ鋼材(條及竿)ヲ輸入スルトシテ計算スレハ左ノ如シ。

工場 FOB 價格(ピツツバルク)	100 封度	弗	40.32
工場ヨリ港頭迄	100 封度	0.255	5.71
本船運賃及保險料			8.00
計			54.03
爲替 48 弗 $\frac{1}{2}$ トシテ換算(沖着、輸入)			111.40

即チ米國品ヲ輸入スルトスレハ歐洲大陸製品ヨリ 1 噸 = 付約 40 圓高價トナル

又末尾ニ添附セル本年 8 月 26 日發行ノ米國雑誌「アイヨン、エージ」ニ示ス如ク濠洲ニ在リテハ從來英本國ニ對スル特惠關稅ト他ノ諸國ニ對スル一般關稅トヲ區分シ後者ニ於テハ鋼材每噸 80 志乃至 95 志ノ高率ヲ課シタリシカ今回更ニ著シキ増率ヲ行ヒ本年 8 月 12 日ヨリ之ヲ實施セリト云フ。該改定率ニヨレハ普通棒鋼ノ舊稅率每噸 80 志ヲ 6 磅ニ、「レール」ノ舊稅率 75 志ヲ 5 磅ニ、ビーム、チャンネル、ジョイスト、ガーダー等ノ舊稅率 80 志ヲ 6 磅 5 志ニ、其他之ニ準シテ關稅引上ヲ斷行セリ。此ノ稅率ハ前記希望改正關稅每噸 40 圓ニ比スルニ約 5 割ヲ增加セルモノニシテ輸入價格ニ對シ凡ソ 10 割ニ相當スル高率ナルガ濠洲政府ガ正ニ發達ノ途上ニ在ル自國ノ製鐵業ヲ保護シ且下歐洲大陸諸國ニ壓倒セラレツ、アル英本國ノ同業ヲ庇護センカ爲メ特ニ徹底セル英斷ヲ行ヒタルモノト見ルヘキナリ。

(別紙參照)

先ツ銑鐵ニ就テ之ヲ見ルニ一部ノ論者ハ之ヲ製鋼原料品トシテ輸入稅ノ徹廢ヲ主張スルモノアレトモ單ニ製鋼業ヲ保護シテ斯業ノ根本タル銑鐵ヲ顧ミサルカ如キハ獨リ鐵工業ヲ保護シテ其基礎タル製鋼業ヲ閑却スルト同様ナレハ大局ヨリ打算シテ製鐵鋼業國策ヲ樹立スルノ必要アリ又滿洲ニ製鐵業ヲ營ム場合輸入稅ノ增加ハ内地市場ヘ輸入上不便ナキニアラサルモ日今印度銑ノ脅威ヲ除クニアラズソバ其販路ヲ開拓スルニ困難アルヲ以テ關稅ノ增徵ハ之ヲ斷行スルヲ可ナリト信ズ最モ本邦製鐵國策ハ原料其他ノ關係上滿洲ヲ除外シテ之ヲ樹立スル事困難ナルヲ以テ政府ニ於テハ特別ナル考慮ヲ加ヘラ

レ満洲ニ於テ本邦人ノ干與セル銑鐵ニ對シテ別ニ適當ナル保護ヲ加ヘラレン事ヲ希望ス乃チ吾人ハ國策トシテノ保護法トシテハ銑鋼共ニ關稅ニヨルヲ至當ト認ムルモノニシテ其稅率ニ就テハ前掲ノ如ク内地生産價格ニ適度ナル償却及事業トシテ存立シ得可キ最小限度ノ利益ヲ加算シ銑鐵1噸ニ付56圓ヲ要シ之ニ對シテ印度銑輸入價格（輸入稅ヲ除キ）1噸ニ付44圓ナルヲ以テ其差額12圓トナルモ本年4月以降改正製鐵獎勵法實施セラレ鑄物用銑鐵ニ對シテハ3圓製鋼用銑鐵トシテ販賣サル、モノニハ5圓製鋼自家用ニハ6圓ノ獎勵金ヲ附與セラル、事トナリタルヲ以テ夫レ丈關稅率ヲ低減スル事ハ理ノ當然ナルヲ以テ現行1噸1圓69錢ノ關稅率ヲ改正シテ7圓迄引上ゲラレン事ヲ希望スルモノナリ。

次ニ鋼材ニ關シテハ近來技術ノ進歩ト當事者ノ苦心經營ニヨリ著敷ク作業費ヲ低下シタルモ歐洲大陸鋼材ノ輸入價格ハ非常ニ低落シ本年7.8.9月ニ在リテハ本邦沖着65圓ト云フ如キ突飛ノ安價ヲ示シタルモ最近歐洲大陸諸國ノ製鐵シンジケート成立ヲ告げ價格稍々回復ノ傾向ヲ呈シ目下ノ引合ニ於テ沖着71.2圓ヲ唱へツ、アル狀況ナルヲ以テ前記計算ニ示ス如ク1噸40圓以上ノ關稅ニヨルニアラスンハ到底保護ノ目的ヲ達シ得ザルノ實狀ニアリ而シテ1噸70圓内外ノ輸入鋼材ニ對シ40圓ノ關稅ヲ賦課スル事ハ一見餘リニ過大ナルノ嫌ナキニアラサルモ今日歐洲大陸ノ鋼材價格ハ全然常軌ヲ逸シタルモノニシテ彼等諸國ニ於ケル非常ニ窮迫セル經濟狀態ヨリ起因セル現象ニ外ナラス前記ノ如ク世界第1等ノ製鐵國タル米國製品ニ對比シテ本邦着値段ニ於テ約40圓ノ差違アル事ハ何人ト雖モ其ノ變態ナルヲ肯首スヘシ。

現下斯ノ如キ狀勢ニ對應シテハ過大ト見ラル、關稅モ亦已ムヲ得サル所ニシテ國家經濟上ヨリノ對策トシテ一時之ヲ採用セサル可カラス前記濠洲ニ於ケル鐵鋼關稅引上ノ如キモ明カニ此ノ狀勢ニ應シタル適切ノ處置トシテ大ニ參考ニ值スルモノナリ惟フニ世界ノ經濟狀態カ漸次改善セラレ歐洲諸國カ經濟上安定スルニ至レハ鐵鋼價格モ世界的平均ニ近ツキ歐米ヲ通シテ粗ホ同様ノ步調ニ歸着スルハ明白ナルカ故ニ其時運ニ應シテ鐵鋼ノ關稅ハ漸次輕減ノ餘地ヲ見出シ得可ク結局低度ノ關稅ニテ充分ナルノ時期ニ到達スルニ至ラン唯現下世界經濟界ノ混亂セル非常ノ場合ニ際シテ皮相的關稅ノ輕重ニ拘泥シテ國家100年ノ大計タル重要產業ノ基礎ヲ危クスルカ如キハ最モ考慮セサル可カラサル重大事ナリト信ス若シ夫レ歐洲諸國ニ於ケル今日ノ狀勢ニ鑑ミ適當ナル不當廉賣防止法カ勵行セラレ之ニ依リテ能ク此ノ變態ニ對スル嚴格ナル矯正法ノ實現セラル、コトアラバ關稅率モソレ丈適當ニ輕減スルモ可ナル可シ右ノ理由ニ基キ鋼材（條及竿）ノ關稅率ヲ當分ノ内1噸40圓ニ引上ケラレン事ヲ希望ス。

上記本邦銑鐵及棒鋼ノ生產費計算ニ就テハ現存工場中比較的設備ノ充實シテ作業成績優秀ナルモノヲ標準トシ計算セルモノニシテ今日多クノ製鐵鋼所ハ何レモ戰時中非常ナル高價ノ起業費ヲ投シ且ツ多クノ負債ヲ有スルヲ以テ其ノ負擔ス可キ資本ニ對スル償却本文ノ推定ニ比シ著敷高位ニアルモ凡テ平時ニ於ケル穩當ナル資本金ニ切下ケタル場合ヲ想察シ銑鐵ニ對シテハ熔鑄爐及骸炭工場ヲ合セ銑鐵年產1噸ニ對シ100圓製鋼及鋼材ヲ兼營スル場合ハ鋼材年產1噸ニ對シ同シク100圓ノ起業費ト見テ資本金ヲ算出シ之ニ對スル30ヶ年償却及年5分内外ニ相當スル最小限度ノ利益金ヲ見込ミタルモノナリ。

前記ノ計算ニ於テ銑鐵及棒鋼ノミヲ舉ケタルハ目下本邦市場ニ於テ最モ需要多ク且ツ供給力モ亦比較的豊富ナル種類ヲ撰ヒタルモノニシテ其他ニ對シテハ之ノ標準ニヨリ製造ノ難易ト需給ノ關係ヲ考慮シ各適當ト信ズル關稅率ヲ表示セリ。

尙ホ前記鐵鋼關稅率ノ引上ハ消費者ニ對スル影響大ナラサルヲ信スルモ而モ不公平ナル見地ヨリ立論シ鐵鋼關稅ノ增加ニ比例シ機械類ノ關稅率ヲモ增加シテ外國輸入品ノ脅威ヲ除キ自給自足ヲ計ル事ヘ吾人ノ大ニ歡迎スル處ニシテ殊ニ外國輸出向ノ機械類ニ對シテハ戻稅ニヨルモ一方法タルニ相違ナキモカクテハ外國產鐵鋼ノ輸入ヲ助長スルノ嫌ナキニアラサルヲ以テ寧ロ適當ナル輸出獎勵法ヲ設ケラレントヲ希望スルモノナリ。以上

From "The Iron Age" 26th Aug. issue.

AUSTRALIA RAISES DUTIES ON STEEL

Effective August 12, Australian import duties on a number of finished lines of steel products, except hoops, were increased, according to a cablegram received by the Department of Commerce, Washington, from Trade Commissioner E. G. Babbitt. Hoops, which have been free, will carry a duty of 10 per cent ad valorem, effective October 1, under the general tariff. While the British preferential rates remain unchanged, there was an advance in the general rates applying to imports from the United States and all other countries except the United Kingdom.

The former and new general rates, together with the British preferential duties, follow:

	British Preferential	General Tariff	
	Rates	old Rates	New Rates
Bars, rods other than wire			
rods in coils, bars of fancy pattern in the state in which they leave the rolls, per ton	44s.	80s.	£6
Wire, rods in coils, per ton	44s.	80s.	80s.
Wire of No. 15 or finer gage, ad valorem	20 per cent	35 per cent	45 per cent
Wire, fencing gage No. 8 to 14, both gage inclusive, for use only as fencing wire without further manufacture, or for such manufacturing purposes			

as may be described by departmental by-laws, ad valorem	Free	10 per cent £6 per ton
Wire, other, per ton	52s.	90s. £6
Hoops, 1/8-in. thickness, by width of 1 in. to 2 in. inclusive, per ton	70s.	95s. £6
Hoops, n. o. p., ad valorem on and after oct. 1, 1926, per ton	Free	10 per cent 10 per cent £6
Rails, weighing 50 lb. per yd. and over, per ton	35s.	75s. £5
Rails, weighing less than 50 lb. per yd., per ton	45s.	85s. £6 5s.
Fishplates, tie plates, and rods, per ton	48s.	95s. £6 5s.
Rolled iron or steel beams. channels, joists, girders, columns, trough and bridge iron and steel: not drilled or further manufactured per ton	48s.	90s. £6 5s.
Drilled or further manu- factured, per ton	48s.	90s. £6 5s.
Ad valorem		25 per cent 35 per cent 35 per cent
Barbed wire, per ton	68s.	105s. £9
Wire netting, ad valorem	Free	10 per cent £10 per ton
Wire, iron and steel, for use in the manufacture of barbed wire and wire net- tings prescribed by departmental by-laws, per ton	52s.	90s. £6

露國鐵鋼界の近狀 (米人の所見)(アイアン、エンド、コール、トレード、レビュー誌本年8月27日版所載)本記事はニューヨークのベリン及マーシャル社のスチュワルト、マーシャル氏が友人エステップ氏を同伴して露國工業地を巡歴し歸米後マサチューセツツのウォースターに於て行へる講演の摘錄なり。

氏に先露國の鐵鋼業が1,924年及5年に涉り大なる努力を拂ひたるにも拘らず今尙戦前の生産の

半額を産出し得るのみなる旨を述べ同國に於ては仕上製品の生産が目下の急務なるを以てソビエット政府は此方面に努力を致す事となり即ち工場設備は出来る丈速に修理し作業を開始し而して経費の免ず範圍に於て設備の改善を企圖せりと云へり。

而してソビエット政府の方針は産業設備は全然新式化する事にありて此目的に向つては一般に米國式が採用されつゝあり蓋しソビエットの官憲は露國は多數の人口を有し國土が遠隔の土地にありて其總ての狀況は他の歐洲諸國に比し米國に最も類似せるを以て鐵道其他産業の實際的企業に於ても米國式に依らざる可からずとなせり。

而して所謂 NEP の名に依て知られたる露國の新經濟政策に依れば總ての企業は 3 種の階級に分類することを得即ち第 1 級は大規模にして設備完全せる國家的重要の産業にして炭坑、鐵鋼業、運輸事業等之に屬し之等は全部政府の所有にして國家經濟最高會議の直屬の下に作業しつゝあり第 2 級に屬するものは第 1 級に屬するもの程重要ならざるもの或は或一地方に局限されたる産業を含み最高會議の地方支局の指揮を受く第 3 級に屬するものは總ての小工場、重要ならざる産業及小企業なり第一級の企業は全然政府の直屬にして政府より資金、粗原料食料等の支給を受け生産物は全部最高會議の手に依て分配さる。

第 1 級産業中第 2 種に屬するものは政府事業なるも粗原料及其他の必需品を購入し生産物は一般市場に於て販賣し利益は政府に納め缺損に對しては政府の補償を受くるものなり。

第 1 級第 3 級に屬するものは租借せるか或は特に官許に依て譲渡されたる産業なり。

第 2 級第 3 級の産業に於ても大體第 1 級と同様の種別をなし多くは第 3 種として個人若くは小會社に貸付けられたり。

南部露西亞の鐵鋼業に於ては 4 個の主なるトラストを有す即ち通稱ドヌゴール（ドーネツ、コール、トラスト）はドーネツ地方の殆んど總ての炭坑及骸炭工場を抱容す又鐵鋼及滿俺礦山は U.R.T の支配下に屬す但し URT は南部礦石トラストの略稱なりこのトラストはクリヴォイロツグ及ケルチノ鐵山並にニコポールの滿俺礦山を支配せり。

製鋼業自體及其附屬産業は南部冶金トラストに屬しユゴスタークの名に依て呼ばれこのトラストは熔鑄爐、製鋼工場、ロール工場及ドネツ地方にある製鋼工場に附屬せる骸炭工場及炭坑を併せ管理せり。

ドヌゴール及ユゴスタークは何れも骸炭工場に屬する副產物工場をば支配せずこれ等はコークス、ベンゾールと呼べる別種のトラストに依り支配せらる蓋しこれを分離せる理由は之等の副產物は普通の商品と考ふるよりも寧ろ軍需工業の粗原料と見做す可きを以てなり而してこのトラストは骸炭爐より生産する瓦斯及タールを石炭 1 噸當りの單位に於て一定の價格を以て購入せり。

經濟最高會議は全國に於ける殆んど總ての政府に所屬せる産業を管理し特に各洲に依て直接支配さる工場に就ては同會議の支局をして監督せしめ又個人關係のものに對しては之に依て其賃貸借契約

を司らしむ。

而して最高機關はモスクーにありて其主宰者は露國中最も權威ある人物なりとす最高經濟會議は多數の部門に分れ各異種の産業を管理し鐵鋼業は其の中グラヴメタル部の管下に屬す而してこれは更に黒金屬及色金屬分科に小分され黒金屬分科は鐵鋼業及鐵鋼を使用する機械工業を支配せり。

其他金屬礦山、骸炭の副產物部、炭坑及他の主要産業を管理する部門もあり。

グラヴメタル部の黒金屬分科の管下として全國をウラル、レーニングラード、モスクー、南部露西亞の4區に分ち各區の鐵鋼業を支配する地方支局を設けたり而して南部露西亞支局は南部冶金トラスト即ちユーゴスタークの本事務所所在地たるカルコープにあり。

箇々の工場はカルコープに於けるユーゴスタークの本事務所の指揮を受け總支配人は本事務所にありて各工場には各別々に支配人を配置し總ての報告をなさしむ、之等の支配人は皆所謂コンミニストにして前身は職工或は百姓なり而して彼等は經驗ある行政家にもあらず又熟練なる技工者たる事をだも必要資格とはせられず而も結果は世人が豫期する程渾沌たるものにも非りしなり。

而して彼等の多くは立派なる行政者にして成績擧がらざるものは速に更迭せしめたり。

斯くの如き計畫を遂行する上に於て重要な事は支配人の下に實際に作業を司る可き主任技術者を配置せる事にあり即ちユーゴスタークトラストはこの目的を以てカルコープに技術部長を置き其配下として各工場に主任技術者を置けりこれ等の主任技術者は米國の所謂總監理者 (General Superintendent) に相當するものにして而して之と同等の權能を有せり。

南露西亞に於ける之等の主任技術者は何れも立派なる人々にして多くは大學卒業後多年製鋼業に從事せる人々なり而して彼等の多くは戰爭前には斯界に於て技師長、支配人、副支配人の職にありし人々にして露國に於ける最も優秀なる製鋼家は悉く此の中に網羅されたり彼等はカルコーヴに於ける技術部長及工場支配人の兩者に諸報告を致す可き二重の責務を有し其間多少圓滑を缺く點あるは疑なき所なるも支配人は工場の技術作業に關しては多く干渉せざるか如しと云へり。

冶金工業に從事する者は悉く労働組合に加入するを要す蓋しこは實際上總ての職工に適用す可き政府の要求なり而してこの労働組合は上支配人より下給仕に至る迄總てを網羅し或特別の資格を有する技術者の場合の外は給料に關してはトラストと被使用人の間に於て直接の交渉をなす事なく總て之を組合に於て取扱ひ一年間の契約をなすを常とす、蓋し之に依て労働者に對し種々の保護を與ふると同時に義務の履行をなさしむるに便なればなり。

組合は總ての種別の人々例へば熟練、不熟練職工の如きを 17 階級に分ち各階級に對しては最低級即ち第一級の所定賃金を基準として其倍數率を以て賃金を決定する様せりされば毎年雇傭契約が調印さるる時は第一級の賃金のみを協定し他の階級のものは其各階級の所定指數を乘して自然に決定さるるなり。

支配人及主任技術者は此の階級中に含まれ第 17 級に屬し最下級たるロール工場床掃除夫の 8 倍の

給料か支拂はる、されどトラストは熟練技術者に對しては個人的に雇傭契約をなし得る事とせりこの個人契約者は組合給の外に賞與給を契約し其額は其位置及能力によりこれを異にする。

露國は戦争及革命により主府を破壊され財政非常に窮乏し國庫收入のみにては生産業に必要なる改造及擴張に支出す可き剩餘金不充分なり而して斯くの如き建設を速になさんと欲せば外債を起すか然らざれば輸出を振興し外國のクレデットを大に高むるの外なかる可しと云へり然れ共他國の態度より見れば外債を起す事は不可能なる可く此の關係より考ふれば近き將來に於て改善の見込なきが如しさればとて外國の信用を大に高む可き唯一の方法は輸出を盛ならしむる事にあるも之も又少なからざる困難あるを見るなり。

元來露國の輸出品は戦争前に見るが如く殆ど農產物の如き原料にして製品の輸出す可きものなしされば輸出は之を農民に頼らざる可からざるを以て政府は農民を督勵し農產物の増産を企てたるも而も特に良好なる效果を齎らさずして生産は到底戦前に及ず蓋しこは耕作用牛馬並に農具の缺乏ポーランドラトビア其他の國土の獨立の爲に起れる人口の減少等に起因するなり。

されどこれが最大なる原因と見る可きは農夫が穀物と他の物資を交換する場合の外これを賣却する事を嫌ふ事にあり勿論戦前は彼等は其過剰生産物を賣却し喜んでザーの貨幣を受取りたり、然れ共今や硬貨は其姿を潜め紙幣は農夫の心に不安を與ふればなり。

鐵鋼品の統計

最高經濟會議の發表せる地方的產額を7月21日迄統計せる所に依れば露國の本年上半期に於ける石炭生産高は下表の如くにして比較の爲 1925年6月迄の統計を併記せり。

正味出炭量は總出炭量より各炭坑にて消費されたる量を差引たるものなり而してこの量は6月にては5月のものより 4.4% 低減せり。

1926年上半期に於ける露國石炭產額表

月別	總出炭量 噸	正味出炭量 噸	月別	總出炭量 噸	正味出炭量 噸
1月	1,716,000	1,516,000	6月	1,772,000	1,648,000
2月	1,812,000	1,618,000	計	10,714,000	9,714,000
3月	1,967,000	1,770,000	(1925年7月分)		
4月	1,848,000	1,693,000		1,097,000	891,000
5月	1,599,000	1,469,000			

骸炭爐より生産せる冶金用骸炭は5月の 245,976 噸に對し6月は 242,917 噸を示せり。

又本年6月迄5ヶ月間に作業せる熔鑄爐及平爐の數は下の如し但し昨 1925年6月の統計を添附せり。

1926年に於ける作業中の露國各種爐數

1 熔鑄爐の部

	ウラル地方 基	中央露西亞 基	南露 基	計 基
2月	28	6	19	53
3月	29	6	20	55
4月	28	5	21	54
5月	26	5	23	54

	ウラル地方 基	中央露西亞 基	南露 基	計 基
6月	24	5	23	52
(1925年6月分)		20	4	13

2 平爐の部

	ウラル地方 基	中央露西亞 基	南露 基	計 基
2月	36	40	55	131
3月	39	41	56	136
4月	38	41	58	137
5月	39	36	62	137

	ウラル地方 基	中央露西亞 基	南露 基	計 基
6月	39	39	62	140
(1925年6月分)		26	32	94

銑鐵及鋼鐵の生産は去る6月中は幾分減少しこれに反してロール鋼材は僅に増加せり。

1926年上半期に於ける露國鐵鋼生産額表

1 銑 鐵

	ウラル地方 噸	中央露西亞 噸	南露 噸	計 噸
1月	43,179	3,761	133,422	180,362
2月	40,013	5,161	117,141	162,315
3月	46,747	4,811	137,378	188,966
4月	45,974	4,234	138,920	189,128
5月	44,152	3,883	19,905	197,910

	ウラル地方 噸	中央露西亞 噸	南露 噸	計 噸
6月	41,703	3,734	151,997	197,434
總計	261,768	25,618	828,763	1,116,145
(1925年6月分)		25,690	3,181	88,184

2 鋼 鐵

	ウラル地方 噸	中央露西亞 噸	南露 噸	計 噸
1月	62,543	46,925	123,818	223,286
2月	58,768	42,210	125,050	226,028
3月	69,637	51,567	140,052	261,256
4月	70,360	47,111	130,402	247,873
5月	73,995	39,862	134,953	248,810

	ウラル地方 噸	中央露西亞 噸	南露 噸	計 噸
6月	66,403	44,752	134,115	245,270
總計	401,706	272,427	788,390	1,462,523
(1925年6月分)		50,279	37,809	85,178

3 ロール鋼材

	ウラル地方 噸	中央露西亞 噸	南露 噸	計 噸
1月	44,836	31,380	90,534	166,750
2月	46,046	34,964	94,795	175,805
3月	51,034	34,624	106,693	182,350
4月	51,163	37,724	108,096	196,983
5月	47,741	28,027	95,953	171,731

	ウラル地方 噸	中央露西亞 噸	南露 噸	計 噸
6月	52,078	29,569	100,556	182,203
總計	292,898	196,297	596,627	1,085,722
(1925年6月分)		32,279	27,414	60,382

大正15年10月12日

鐵鋼協議會

歐大陸鐵鋼協定成立(10月2日著在アントヴェルス) 4ヶ國鐵鋼カルテルは全生產年額3,600萬噸に増加し、他方全生產年額2,752萬8,000噸以下の場合は自耳義に12.56%を割當て右以上の場合は285%の附加率を認め協定成立10月1日より實施、以上電報あり又10月1日著在倫敦帝國大使館

商務書記官松山晋二郎氏電報次の如し。

其後關係國協議の結果白耳義は他3ヶ國の妥協案を容れ 30 日大陸鐵鋼協定プラツセルに於て調印成立せり右に依れば關係國合計年產額標準を 2,750 萬噸とし其の割當は佛蘭西 31.19% 獨逸 43.35% ルクセンブルグ 8.5% ザール 5.35% 白耳義 11.55% 年總產額は場合に依り 3,060 萬噸迄増加し得る事とし、増加數に對する白耳義の增加割當は 2.55% とす、又 2,750 萬噸を下る時は減少數に對する白耳義の減少割當は同じく 2.85% とし右協定成立の報を入れ、英國斯業者は値段改定の爲め値段書を撤回せり、一般に値上を爲すものゝ如くなるも既報の通り、先に協定成立を見越し漸次相場を引上げ居るを以て著しき變動を見ざるものと觀測せらる、佛白產鐵鋼市價も右成立と共に上向、尙兩國爲替安定に伴ひ金物市場は強調維持さるべし、大陸協定國側は英國の加入を久しきに亘り懇意したるも英國の態度は協定成立及其精神は歡迎するも目下加入は之を欲せざるものゝ如し。蓋し英帝國會議後或は加盟の手配を取るに至るかと觀測する者あり、他方墳地利、チュツクスロヴアキア、波蘭諸國間にも別に鐵鋼協定運動漸次進行し、或は其協定に加入するやにも豫期する向あり。(海外商報)

歐洲鐵鋼トラストと米國側の觀測(10月3日著在紐育帝國大使館)(商務書記官原明治郎氏電報) 歐洲鐵鋼合同は9月30日プラツラセル於て調印を了り 10月1日より成立有效となれるが其影響に付き米國當業者の觀測を綜合するに以上合同に依る生産調節及價格協定は從來の自殺的競争を廢し已に採算以下に陥れる鐵鋼市價を漸騰せしめ先づ歐洲大陸に於ける市價安定を行ひ又海外市場にありては勞銀安及運賃安等に依る有利條件を以て英米に對抗し倍舊の競争を續行す可く其結果として米國側は南米及東洋方面の市場に於て相當打撃を蒙らざるを得ずと雖も元來生産費に於て米國は全歐洲に敵し難きなり、又本合同は數年來の問題なれば之に對して已に相當の覺悟を以て生産割引を行ひ今や生産の殆ど全部は國內需要に充當せられ、米國鐵鋼輸出は生産の約 5% に過ぎざるを以て本合同成立は差當り一般米國製鐵業者には左程痛痒を與へざるものゝ如く、又從來米國輸入の歐洲品は主として Bars. Hoops. Barbedwir. 及 Samless. Tubes 等にて内地品に比し噸當 4 弗乃至 10 弗の安値なりしが今後の値開程度如何は多大の興味を以て特に太平洋各地の鐵商の注意を喚起し居れるが目下の處未だ別段の市價變動なく此處當分一般には合同成立は寧ろ市價先高を誘ふものと見られ スチール株の如きも一勢に強調を示し 7 日 U.S. 3 ¼ 磅ペスレムは 1.125 ヤングスクawn 1.875 何れも高騰せり、但し長き將來には次第に其競爭の脅威を感じるに至るべきは當然にして米國政府筋も斯業の將來に對し之が調査の必要を認め 商務卿の配下に於て早速調査開始せらるべしと傳へらる。

米國鐵鋼東洋向輸出狀況 (上半期)(9月9日附在紐育、齋藤領事報告)米國の本年上半期に於ける對東洋鐵及鋼輸出は支那を除き何れの諸國に對しても昨年同期に比し増加を示せり。對香港輸出は支那非貿同盟の影響を蒙り著しく減少せり、本年上半期米國の對東洋鐵及鋼輸出總噸數 23 萬 3,399 噸にて昨年同期の 13 萬 3,351 噸に比し噸數 9 萬 9,868 噸、比率 75% の増加なり昨年上半期の輸出は經常狀態にあらざりき。何んとなれば對日本輸出は 1,923 年、1,924 年又は 1,926 年各同期の半分

以下なるが右は主として圓貨の對米爲替が低くして鐵及鋼製品に對する圓の價格昂騰し日本到着普通より 10 乃至 20% の値上を見たる結果同製品の購買從て減少したればなり。本年上半期の對東洋輸出は 1,924 年を凌駕したるが是は本年上半期の對日本輸出總計が 16 萬 5,587 壱なるに比し 7 月及 2 月の對日本輸出が 14 萬 0,406 壱を占め震災復興建築事業の一援助として鋼製品に對する關稅廢止期の 3 月 31 日以前に日本に到達せしむる爲め急激なる輸出を見たる異常狀態に因るものなり。次に本年上半期米國の對東洋鐵及鋼輸出狀況を表示せんに 1,924 年上半期の本年同期に比し多きは對日本、朝鮮及支那輸出の多かりしが爲にして何れも異常狀態より生じたる事前述の如し。(單位總噸)

國名	1924年	1925年	1926年	國名	1924年	1925年	1926年
印度	15,143	8,646	18,549	比律賓	27,687	24,297	30,457
英領馬來	2,072	2,726	4,813	暹羅	1	62	87
錫蘭	135	40	68	新嘉坡	9,003	11,461	12,418
支那	47,689	17,556	17,263	新西蘭	987	980	2,004
爪哇及マドラ	4,010	3,820	4,948	合計	293,229	133,531	233,399
其他蘭東印	12,631	4,526	11,562	對世界輸出總計	992,860	842,295	1,028,583
香港	8,284	2,386	890	對世界及東洋比較	29.5%	15.85%	22.7%
日本及朝鮮	165,587	57,021	130,310				

前表に據れば本年上半期は 1,924 年同期を例外として好況を示し前年に比し健全狀態に在り。而して英國に於ける石炭罷業が早晚ブリキ、亞鉛引鋼板及黑色鋼板の 3 品に付米國の對東洋貿易に影響し来るは明なり何となれば英國及米國は前記 3 製品に付世界に於ける生産及交易上、事實に於て支配し居ればなり故に英國の此製品生産の中止は勢ひ米國製造業者に便益し英國の此種 3 品原料のストックが永續せざるは事實なれば既に英國當業者が確定的約束を取極め得ざるに因り 9 月及 10 月の輸出に付米國製造業者に對する注文殺到しつゝありと謂ふ、〔註〕東洋とは即ち印度、英領馬來、錫蘭、支那、爪哇、マドラ、其他蘭領東印度、香港、日本、朝鮮、比律賓、暹羅、新嘉坡及新西蘭を網羅す頃は 2,240 lbs を謂ふ。(米國商務省發表高岡領事官補)

白耳義鐵鋼市況強調 (10 月 12 日著在アンヴェルス帝國領事佐島忠夫電報) 鐵鋼カルテル成立の爲め市況強含み、前月に比し内地 125 法方、輸出 15 志方高値、法は政府の安定策期待の爲め強し。

粗鋼カルテルに對する獨逸當局の態度 (10 月 13 日著在堡漢帝國總領事川島信太郎電報) マルクスは 10 日エッセンに於ける演説中、粗鋼 Cartel 問題に論及し 1913 年には世界の粗鋼產額 7,550 萬噃 1,925 年には 8,930 萬噃に增加したるに拘らず、世界造船界の不況もあり、之に對する需要伴はず右製產品過剩に依る價格の競爭は更に佛白貨幣暴落に依り劇甚となり各國とも此上競爭を許さざるに至りしに基くものにして經濟政治上右成立は慶賀の外なく最後の消費者に不利なる獨占的地位を與ふべしとの杞憂に對しては政府は今後の發展を注意し必要の場合には官權を以て一般經濟界に齊しく堅實なる發達を與へん事を欲す云々、右は獨逸當局の Cartel に對する態度を示すものと認む。

白國及ルクサンブルグ鐵鋼の内地向輸出價格 (9 月 10 日附在アンヴェルス、佐島領事報

告) 白耳義及ルクサンブルグ製鐵鋼の内地販賣價格と輸出價格とに關し最近當國政府は發表せる戰前竝本年7月8月及9月初頭の内地及輸出市場價格の標準相場比較次の如し。猶比較に便する爲 A 表を夫々當時爲替相場により英貨建に換算したるに別表 C 表の結果を示せり。今下の各表を彼此對照したる結果を概言せば次の如し。

(A 表) 内 地 向 (単位法)

種 別	1913年 8月1日	1926年 7月1日	同 年 8月1日	同 年 9月1日
銑鐵(ルクサンブルグ)	77·00	525·00	—	610·00
同(シャール)	77·00	525·00	—	—
同(トーマス)	73·50	—	—	605·00
鍛塊鐵	110·00	—	735·00	750·00
billets	120·00	—	765·00	785·00
laagets	125·00	—	815·00	855·00

種 別	1913年 8月1日	1926年 7月1日	同 年 8月1日	同 年 9月1日
鋼 棒	132·50	775·00	875·00	925·00
Joists	165·00	900·00	865·00	950·00
軌 條	175·00	950·00	1,050·00	1,050·00
Wire rods	145·00	885·00	910·00	970·00
Rods	150·00	850·00	915·00	1,025·00
厚板(トーマス)	145·00	825·00	910·00	1,025·00
同ホモジニアス	147·00	850·00	915·00	1,050·00

(B 表) 輸 出 向 (単位、磅、志、片)

種 別	1913年 8月1日	1926年 7月1日	同 年 8月1日	同 年 9月1日
鍛鋼塊	4·0·0	4·0·0	4·5·0	4·6·0
Billets	4·6·0	4·5·0	4·8·0	4·10·0
Largets	4·10·0	4·10·0	4·15·0	4·18·0
鋼 棒	4·18·0	4·14·0	4·16·0	5·0·0
Joists	5·12·0	4·12·0	4·15·0	4·18·0

種 別	1913年 8月1日	1926年 7月1日	同 年 8月1日	同 年 9月1日
軌 條	6·0·0	6·0·0	6·0·0	6·0·0
Wire rods	5·10·0	5·5·0	5·5·0	5·10·0
Rods	5·12·0	5·5·0	5·6·0	5·7·6
厚板トーマス	5·8·0	5·0·0	5·5·0	5·6·0
同ホモヂニアス	5·10·0	5·5·0	5·7·6	5·8·0

(C 表) 内 地 向 (當館算出)(単位磅、志、片)

種 別	1913年8月1日指數(100) 爲替相場磅=法25·22	1926年7月1日指數(579) 爲替相場磅=法177·10	1926年8月1日指數(637) 爲替相場磅=法193·50	1926年9月1日指數(681) 爲替相場磅=法172·75
銑鐵(ルクサンブルグ)	3—1— ¹ / ₂	2—19— ³ / ₂	—	3—9—7
同 (シャール)	3—1— ¹ / ₂	2—19— ³ / ₂	—	—
同 (トーマス)	2—18—3	—	—	3—9—0
鍛塊鐵	4—7—3	—	3—15—11 ¹ / ₂	4—6—10
Billets	4—15—2	—	3—19— ¹ / ₂	4—8—6 ³ / ₄
Largets	4—19— ¹ / ₂	—	4—4— ¹ / ₂	4—18—11
鋼 棒	5—5—1	4—7—6	4—1—5	5—5—11
Joists	6—1—11	5—1—7	4—9—4	5—9—9 ³ / ₄
軌 條	6—18—9	5—7—3	5—8—6	6—1—6 ¹ / ₂
Wire Rods	5—14—11 ¹ / ₂	4—19—11	4—14— ¹ / ₂	5—12—2
Rods	5—18—11	4—17—1	4—14—6 ³ / ₄	5—18—8
厚板トーマス	5—14—11 ¹ / ₂	4—13—2	4—14— ¹ / ₂	5—18—8
同ホモヂニアス	5—16—6	4—17—1	4—14—6 ³ / ₄	6—1—6 ¹ / ₂

(1) 白國竝ルクセンブルグ製鐵鋼の内地市價は戰前に比し白國法貨を以てせば騰貴の趨勢著しきものあるも之を當時の爲替相場により英貨に換算せば却て下落し尙當品目に依り10數志乃至1磅10志

方低廉となる事 C 表の如し然れども英貨建に依る低價を以て直ちに内地市價の實質的下落を反響するものと爲すを得ず。蓋し白國法の對内價格（大體に於て掲記の物價指數に一致するものと見るを得）の下落は其對外價即ち爲替相場上の下落と一致せず却て爲替相場の方先走りせる傾向に在ればなり。例之本年 8 月 1 日に於て自貨の對外價値は戰前の 637 分の 100 に近きも、對外價値は 193.50 分の 25.22 即ち約 767 分の 100 を以て表し得べく、兩者の關係は 1.2 對即ち對外價値に比し對内價値は約 20 % 方高位に在り、故に尠くとも内地市價の關する限り、之を戰前と比較する目的に於ては磅建による場合 A 表の數字に 20% を加へたるものと當時の爲替相場により換算する事、合理的なるべく、今右理由に基きレールの場合を考慮するに 1050 に 20 を加へたる 1260 を 1,9350 を以て除せば 6.5 の結果を得。然して戰前の内地價格は £6—18—9 なるを以て本年 8 月 1 日に於けるレール内地價格の戰前の夫との關係は £6—10—0 對 £6—18—9 となすを其實際を得たるものと謂ふべし。

以是觀之内地市場の關する限りに於て鐵鋼類は戰前に比し實質的下落の程度は表面に表したる程著しからざるのみならず更に反対に A 表 8 月相場に於て、ブルーム、ビレット、ラルデエ及鋼條の如きは當時の物價指數に基き計算せば戰前の同品種よりも高價なるを示す。

(2) 輸出價格自體に於て或種品目に於ては戰前に比し騰貴せるものありと雖、大體に於て數志方の下落を來せる事は争ふ可からず。輸出價格と内地市場即ち (1) に述べたる對内價値の實質的高位に在る事實價格を比較し其高低を見んとするも單に B 表と C 表の比較のみを以てしては正鵠を得ざる事前述の如く、白國貨の對外價値と對内價値とが 20% 方の開ある事を考慮せば、自ら首肯するに足るべし。即ち 20% 方内地市場價格を増加し以て白國貨の對外價値を以て表示する輸出價格と比較するも、正當ならざると共に又一方 C 表の結果を何等修正せず直に B 表と比較し以て内地市場價格と輸出價格との關係を具現せしめんとする事も亦正鵠を得たるものならず、之即ち本件の場合に於て白國貨の對内價値と對外價値との差異を如何なる程度に於て整調適用すべきやの問題起るべく其程度如何に依り内地市場價格對輸出價格の正當なる關係を決定し得べし概言せば最高を對内價値、即ち對外價値の 20% 増に最低を對外價値其儘に置き兩者の中間を標準とする事は前述の兩極端に比し更に合理的なるべし即ち内地市價と輸出價格との關係は C 表と B 表の開よりも幾分輕度に於て輸出價格は内地市價よりも高價なるを知る。右理論の正當なる事は

(1) 末段所述の如く或種品目は其内地市價が戰前の内地市價に比し高價なるの事實によりても推知し得る所なるべし。

(3) 別表を何等修正する事なく假りにレールの例を以て兩者の關係を示せば £5—8—6 對 £6—0—0 となり輸出價格は内地市場に比し 11 志 6 片方高價なり然るに (2) 所述の理由を根據としそに基き計算せば £6—10—0 對 £6—0—0 となり輸出價格は内地市價に比し反対に 10 志安となるべし即ち單に 8 月 1 日を標準とせば前者の場合に於て不當廉賣の問題發生するの餘地なく反之後者を合理的なりとせば本問題の關係に於て相當考慮を要すべきなり。

(4) 前述せし所は標準を 8月1日即ち白國法貨の爲替相場が著しく低廉なりし時に於けるものを採りたるが爲にして從て將來に於ける基準と認むるには不適當なる事言を俟たざるべし。即ち更に 9月1日に於ける狀況を検覈するに戰前に比し白國法貨の對内價值は 861分の 100を以て對外價值は 172.75分の 25.22 即ち 685 分の 100 を以て表示し得べく兩者は漸く茲に略々一致するに至れり故に此場合には (1)所述の考慮を加ふるの必要殆ど消滅し而してレールの場合に於て内地市價も輸出價格の關係は約 £6—1—5 對 £6—0—0 となり兩者亦著しく接近し顯著なる差異を示さず。

(5) 前述せし市場價格と雖將又輸出價格と云ふも何れも標準たるに過ぎず實際に箇々の商取引に於ては後表記載の價格の上下に或程度の變動あるべき事勿論なり唯々本考察に於て白國及ルクサンブルグ製鐵鋼の内地市價と輸出價格との關係は其當時に於ける白國法の爲替相場及内地物價指數に影響せられ特異的變相を呈する事ありと雖、未だ以て不當廉賣と稱するの程度に達せざる事を指摘するに止む若夫白國法の最近の情勢にして或程度迄永續するものなりとせんか渺くとも其期間は製鐵不當廉賣問題の發生する餘地なかるべし今や製鐵鋼に關するカルテール漸やく具體化し其職能亦實行期に入らんとするに當り本邦鐵業としては運賃並保険料の關係に於て歐大陸製鐵鋼に比し更に多大の脅威を感じべきは寧ろ米國並英領印度製鐵鋼に在るべし。

西部西伯利の冶金工業 (9月16日附在ノヴァオ・シビルスク、島田領事報告) 鐵礦の所在地及埋藏量 1924年莫斯科國家計畫部出版フヨウドロヴィチ技師の報告に據れば西伯利に於ける鐵礦埋藏量(單位 100 萬布度)(100 萬 pood = 1 萬 6,380 吨) 5 餘。

產 地	鐵種	現在	推定	可能	計	產 地	鐵種	現在	推定	可能	計
キルギーズ地方	沼磁鐵	—	—	—	—	アンガラ地方		—	2.0	—	200
	磁鐵	—	420	—	420	ザバイカル地方		3	21	86	110
アルタイ、クズ	沼鐵	1.5	27	—	28.5	小興安領地方及 黑龍地方		—	100	—	100
オツク地方	赤鐵	12.5	—	—	12.5	オルガ地方セル		127	—	—	127
	磁鐵	585	—	1077	1762	ギエフスコエ及 ヅツヒンスコエ					
ミヌシンスク地方	磁鐵	90	610	—	700	總 計		1,235	3,907	—	5,142
	磁鐵	—	100	480	580						
	磁鐵	316	586	—	902						

以上 2 の内西部西伯利地方の鐵礦を詳説するに次の如し。

サライルスコエ沼鐵產地はアリニーチエウオ村の北方グリエスキーの附近及オシーボフカ川沿岸サライルスコエ村に存す。

以上 2 箇所は 1,820 年乃至 1,908 年の間製鐵所に對し熔鑄用生鑄を提供し前者は總計生鑄約 300 萬布度、後者は約 500 萬布度を出せり 1,922 年熔鑄を復活して以來も主として前記生鑄を使用す。

前記產地の外ワガノワヤ、ペステレワヤ村及クラスヌイ區に於て鑄層あり。1914 年中ステパーノフ技師の調査に依れば埋藏量次の如し。

ワガノフスコエ產地 385,000 布度 アリニーチスコエ產地 357,000 布度 クラスノエ產地 100,000 布度 サライルスコエ生鑄の含鐵量は 45% 即ち平均 43% 但し平均 0.3% の燐を包含す。

コールマンスコエ赤鐵產地はクーリエフスキー、ザウオードより 8 露里の地に在り 3 箇所に分た

る。其埋藏量 3,000 萬布度とも謂ひ又 1,250 萬布度とも謂ふ、但し其品質木炭に依る鎔鑄作業に不適當なるものありと謂ふ。要之グーリエフスキ一製鐵所の爲にする生鑄は其埋藏量も少く隨て本製鐵所は其價値少しと謂ふ。

テリベスコエ磁鐵產地はクズネッキー、アルタイの西南低地トミ河に流入するコンドーマ川の右支流テリベス川及ムンダバシ川の流域クズネック市の前方に存在す、本產地の中央部はクズネックを距る南方 70 露里、計畫中のクズネック、テリベス鐵道を距る 95 露里に在り。

テリベズ地方に於ける鐵生鑄の埋藏量は次の如し(1913年—1916年株式會社ヨヒクーズの調査資料に依る)

(單位 100 萬布度=1 萬 6,380 吨 5 餘)

產 地 名 稱	磁鐵埋藏量		平 均 含鐵量 %	產 地 名 稱	磁鐵埋藏量		平 均 含鐵量 %
	確 定	可 能			確 定	可 能	
テ ミ ル・タ ウ	400	495	63	テ リ・ベ ス ス コ エ	220	175	58
ボ リ シ ャ ャ・ガ ラ ー	200	100	62	ウ ル ー・タ ウ	5	45	47
アル グ イ シ ュ・タ グ	—	85	60	オ ド ラ・バ ジ	30	30	45
マ ー ル イ・テ ミ ル・タ ウ	—	62	60	計	685	1,077	60
ス ハ リ ン ス コ エ	—	85	58				

要するにテリベス地方の全體に亘り品質良好なる生鑄を有し其埋藏量豊富にして此點より謂へば實に大鐵鑄なるを失はず、然れども其工業的價値は一に交通機關の如何に係る、鐵道にして開通せらるるに於てはテリベス產地は實に西伯利冶金工業上品質數量共第一流に位し鐵工業を如何様にも擴張し得べし。

ミヌシンスク地方中アバカンスコエ磁鐵鑄產地のアバカンスキ一地方はクズネッキーアルタイの東南に存しアバカン川の河口より上流約 150 露里にあり其埋藏量第一層 5 億布度、第二層約 3 億布度、第三層(所謂アバカンスカヤ、プラゴダーチ)1億2,000萬布度となす、右の外附近に幾多の小層あり鑄層は野天作業に差支なきも、鐵鑄の所在位置、川の水面より高き爲め作業竈生鑄を製鐵所へ輸送する上に於て不便あり

生鑄の豊富なるは言を俟たず、唯製鐵所の所在が鐵道より遠隔なる事、コークス使用の場合コークスをミヌシンスク地方より供給するの必要あり、アバカン川の航行期間短少、且困難なる事等の理由に依り差當り例へば小規模なりとも製鐵所を經營する事は果して可なりや否やに付疑問あり、要之アバカンスコエ產地及製鐵所の經營は差當り冶金工業上價値少しと謂ふべし。

イルビンスコエ磁鐵鑄產地のイルビンスコエ產地はトウベ川(ミヌシレスクの下流 30 露里に於てエニセイ河に注入す)の右支流々域に存在す

埋藏量はヤウオロフスキ一技師の調査に據れば 4 億 8,000 萬布度(内 7 億は推定)なりとの事なるがフェヨドロウイチ技師の意見に據れば右は調査の根據不充分なりと謂ふ。

本產地は甚しく僻遠の場所に在り、又附近にコークス炭產地を有せず從て製鐵所を建設するに適當

ならず。但しミンスク地方の他の產地に對する豫備鐵鑛として相當必要あるべしと思考せらる。

イルジンスコエ磁鐵赤鐵產地はミンスク郡内イルジイ村附近エニセイ河右岸バテニ村の前方、エニセイ河岸より2乃至5露里に存在す。埋藏量次の如し。

エニセイ河の水面より120「サーゼレ」の水平線迄の確定量

上方ストク	2億1,000萬布度	遠方ストク	4,032萬布度	赤脈	5,130萬布度	下方脈	1,500萬布度
計	3億1,600萬布度						

エニセイ河の水面より70サーゼンの水平線迄の推定量

上方ストク	4億5,000萬布度	遠方ストク	3,150萬布度	赤脈	4,500萬布度	下方脈	6,000萬布度
計	5億8,600萬布度			總計	9億0,250萬布度		

クラスノヤルスリよりエニセイ河により上流200露里コマ埠頭より20露里の地點クリチエク村附近に未だ調査を經ざる磁鐵鑛あり更にウーベイ埠頭附近にも產地あり、本產地は總括して西伯利冶金工業上、大したる價値を有せず尤も尙十分調査するを要すべし

アンガラ地方はアンガラ河沿岸にあり從來ルーチヒレスキー、ニコラエフスキ一兩鐵工所（オング川のアンガラ河に注入する場所より程近し）に生鑛を供給す、主なる產地はドロノフスキ一、エルマコフスキ一、クラスノヤルスキ一及ボジエチスキ一の4箇所にして前二者はアンガラ河の左岸ニコラエフスキ一製鐵所を距る4乃至10露里にあり。又後二者はアンガラ河の右岸ルーチヒンスキ一製鐵所を去る18露里乃至40露里。前二者を距る90乃至100露里にあり、即ち運輸上不利不便なり。

磁鐵生鑛は酸化鐵17%乃至22%及16%乃至17%を有す總推定埋藏量生鑛約2億布度、要之諸般の事情を綜合するに、アンガラ產地は現在の所冶金工產上其價値なし。

西部西伯利に於けるコークス用石炭產地、ソヴィエト聯邦產炭の4/5は實に西伯利地方に於て之を產出し其產炭地はグズネッキー、チエレムホフスキ一、アバカンスマエ、エニセイスキー炭田及最近發見に係るツレグーズスキ一炭田となす。然るにコークスとなすに當りてはチエレムホフスキ一、ツングズスキ一（調査未完）の兩炭田及クズネッキー炭田の一部を除外するを要し、其結果西伯利地方冶金工業の爲め必要なるコークス用石炭を產する炭田は比較的少き事となる。種々試験の結果次の如し。

(1) 最良のコークスはオシノフスキ一產炭より製造する事を得 (2) 次はケメロフスキ一炭坑の產炭とす (3) コリチュギンスキ一炭坑の產炭は弱きコークスなるも、鑛鐵用には差支なきコークスを製造する事を得 (4) アルタイ炭坑の產炭はケメロフスキ一炭と同様の效果あり (5) アンジエロ、ストッデエンスキ一炭56%乃至63%を混合する時は冶金用として良好なるコークスを製する事を得。

以上の事實とテリベス鐵鑛の品質良好なるとに顧み、テリベスは將來西伯利地方冶金工業にとり最適なる場所と謂ふべし。

アバカンスコ、エニセイスキー炭田中 (1) イズイフスキ一產炭地（アバカン川右岸アーチンスク、ミンスク鐵道オロシテリヌイ驛より東南25露里）の石炭は試験の結果コークスとする事を得

(2) カリヤギンスコエ産炭地の石炭は銀色の有響コークスを製造する事を得 (3) チエルノコルスコエ産炭地の石炭は多少コークスとなる。

前記クズネック、アバカレスコエ、エニセイスク兩炭田の外、コークス製造に適する炭田西伯利地方になし。

冶金工業に必要なる其他の有用地下埋藏物產地、冶金工業には原料外鎔剤(満俺鑛、クローム鐵鑛、石灰石)及耐火用品(耐火粘土等)を必要となす。

此等の材料は大部分テリベス及エニセイ兩產地より夫々一定の地點に存在す。

満俺生鑛の所在地次の如し、マズーリスコエ(アーチンスコエ)產地はアーチスクの西南方 10k.m. 及ガーリ村の東北 7k.m. アーチンスク、ミヌシシスク鐵道の附近にあり、満俺生鐵のある事は明なり、ニクーリンスコエ產地はミヌシチスコエを距る 120 露里ツーバ川岸にあり。満俺生鑛產出狀況詳細不明。

アンガラ河の右岸コクイ村の下竝アーチンスク、ミヌシシスク鐵道マリヤオソフ驛附近のナデージンスキー銅鑛の所在地にもありと謂ふ。

以上はエニセイ冶金工業に使用する事を得、就中マズーリスコエ產地を利用するを要すべし。次にテリベス側の爲には次の產地あり

ヅルノフスコエ產地はトムスカヤ縣クズネッキー郡ヅルノーワヤ村を距る 1 露里ペールイカーメン山上にあり。冶金用満俺 31 萬 1,000 布度を得べしと謂ふ。本產地はコルチューギを距る 50 露里テリベスを距る 230 露里なり。

ガウリロフスコエ產地はトムスカヤ縣クズネッキー郡、舊ガウリロフスキ製造所を距る 2 露里鐵生鑛より満俺生鑛への過渡期にあり。工業的價値を有せずと謂ふ。石灰石は之を得る事何等困難なく、又耐火粘土は次の地にあり。(1) オグリースコエ產地はミヌシレスク郡グリズヌシカ川口エニセイ河の右岸。クメルスコエ產地はエニセイ河の右岸オグルスコエ村の下流、ボクロフスコエ產地はエニセイ河の右岸オグルスコエ村の前方。サライルに白色耐火粘土あり、現在の製鐵所、現今西伯利地方には製鐵所として次の 4ヶ所あり (1) グリエフスキ (2) アバカンスキ (3) ルチヒンスキ (4) ニコラエフスキ。グリエフスキ製鐵所は 1830 年の開設に係り鎔鑛爐 1 箇あり 1 年最大限 40 萬布度の鑛鐵を製造する事を得、生鑛の供給不良なる爲本鐵工所廢止論あり。

アバカンスキ製鐵所は、鑛鐵毎年 30 萬布度を製造す生鑛の供給十分なり。但し本製鐵所に關しても廢止論あり。ルチヒンスキ製鐵所は一晝夜 1,000 布度を又ニコラエフスキは一晝夜 10 艦を製造し得、生鑛の供給困難廢止論あり。斯してグリエフスキは改善の餘地あるも、他は之が廢止を適當となし居るものゝ如し。

結論 西伯利の冶金工業は、西伯利地方及之に接壤の地方に於て消費すべき鑛鐵約 2,000 萬布度を毎年製造せざるべからず。而してエニセイ地方は今後 3—4 年篤と調査の必要あるに付クズネック地

方を以て差當り冶金工業に最適當なる場所となす、換言すればテリベスを以て冶金工業の中心とせざるべからず。

特許公報摘錄

金属管伸延装置に於て金属管と離間せられたる芯の抜取装置 大正十五年特許出願公告、第10,130號、第106類 2. 金属剛管製造機、出願人發明者 岡部宗太郎、代理人辨理士 足立進三郎

發明の性質及目的の要領、本發明は棒状芯を使用する金属管伸延装置に於て芯の一端をエンドレスチエンの一個所に樞着し伸延せられ且つ管芯離間装置によりて離間せらるゝ金属管伸延往動程の最後に逆行防止機によりて金属管の復動程を阻止しエンドレスチエンの逆轉により芯のみを抜取るものにして其の目的とする所は芯の抜取を安全に且つ確實たらしめ作業者の過失による災害を防止せんとするに在り。

砂保留装置を有する鑄型枠 大正15年特許出願公告、第10164號、第56類 13. 鑄工用器具、發明者 ジョン、リチャード、ウッド、出願人 ニュー、プロセス、マルティキヤスチング、コムパニー 代理人辨理士 曾我清雄

發明の性質及目的の要領、本發明は上方壁と限定せる内方及外方運動をなし得る側及端を有する下方壁部と該側及端の作動機構とを有し該下部には内面に壁面を有し該壁面は前記部分の側及端が最内方位置に在るとき鑄型枠の上部の内面の壁面に合致すべからしめ且鑄型枠の下部の運動自在部には内方に突入する砂保留脊を有せしめたる鑄型枠に係り其目的とする所は鑄型枠より鑄型の落下せざる取扱便なる鑄型枠を得んとするに在り。

鑄型用外胴 大正15年特許出願公告、第10165號、第56類 13. 鑄工用器具、發明者 ジョン、リチャード、ウッド 出願人 ニュー、プロセス、マルティキヤスチング、コムパニー 代理人辨理士 曾我清雄

發明の性質及目的の要領、本發明は横の包圍壁と其項に於ける横締着釘とを有する注湯中鑄型を保持し且是れに密着する外胴に係り其の目的とする所は多數の鑄物を鑄造する際數個の外胴を以て多數の鑄型枠に代はらしめ以て鑄型枠の多數を備ふるの不經濟を省き且鑄造品の價格を廉價たらしめんとするに在り。

鑄管芯製造装置 大正15年特許出願公告、第10,251號、第56類 12. 鑄型製造機、出願人發明者 久保田權四郎 代理人辨理士 浅村三郎外一名

發明の性質及目的の要領、本發明は縦方向に分割し得る外筒と此内に緩く挿入せられ縦心に錐形孔を有し其小徑孔端を芯型の所要外徑に合せしめたる壓筒と此壓筒を正しく外筒の中心に支持し外筒内側の一定導溝に沿ひ縦方向に移動すべくなしたる繫管と芯管を之等の縦心に支持すべくなしたる装置との結合より爲る鑄管芯型装置に係り其目的とする所は構造簡單作業容易にして寸法の齊一せる製品を迅速に製造し得る装置を得んとするに在り。

石炭の完全燃焼装置 大正15年特許出願公告、第10,253号、第12類 3. 爐内完全燃焼装置、出願人
発明者 内藤游 代理人辨理士 内村達次郎外三名

発明の性質及目的の要領、本發明は石炭の加熱によりて發生する揮發物を直ちに燃焼せしめずして一旦天井に衝突して下降せしめて其流速度を減殺し第二次空氣と十分混合せしめ該混合氣を裝炭層の上面に配置せる石炭の完全燃焼装置に係り其目的とする所は簡易なる裝置により石炭中の揮發物を完全に燃焼せしめんとするに在り。

スパイラル、ギーヤ鑄型製造装置 大正15年特許出願公告、第10,270号、第56類 12. 鑄型製造機、發
明者 池貝喜四郎 代理人辨理士 杉村信近外一名

発明の性質及目的の要領、本發明は所要の歯車と同一の原型を一端に具へたる心軸と該心軸を支持する固定部と歯の螺旋に相當する相對的廻轉及直線運動を前記心軸と其支持部との間に生ぜしむる様直接兩者間に設けられたる懸合部と前記心軸に軸方向運動を與ふる把手と前記原型を嵌合すべき凹所を具へたる臺盤とより成るスパイラルギーヤ鑄型製造装置に係り其目的とする所は把手の簡単なる一作動により原型を廻轉しつゝ鑄型より抜き去らしめ兩者間の接觸面に直壓力を加ふる事無く表面に添ひて擦過しつゝ型を取り去り得るが故に良好なる鑄造表面を有する精密なる鑄型を多數迅速に製作し得べき簡単有效なる裝置を得るに在り。

捻轉子鑄型製造品 大正15年特許出願公告、第10,268号、第56類 12. 鑄型製造機、出願人發明者
高井龜次郎外一名 代理人辨理士 松井太作

発明の性質及目的の要領、本發明は臺版の中心に結着すべき圓柱杆の周圍に沿ひ捻轉子の一捻條宛に相當すべく分割し數多相合して一の捻轉子の外面を形成すべき形狀を有する捻形型杆を具へて其各内面上下に突起及螺孔を設けて把杆を附着すべからしめ其中の一型杆に連接すべき二型杆の側面を適當に削き之に依り其中間に介在せしめたる一型杆を圓柱杆を抜きたるとき自由に内方に傾倒せしめ捻子の方向に従ふ如く抜き取りたる後爾餘の型杆を順次に取外し得べく爲したる捻轉子鑄型製造品に係り其目的とする所は鑄物として鑄出困難なる捻轉子鑄型を型崩の缺點なく容易に又確實に製造し得せしめんとするに在り。

釘頭成形裝置 大正15年特許出願公告、第10,272号、第106類 18. 鉄釘製造機、出願人發明者 金
子政明 代理人辨理士 津村收

発明の性質及目的の要領、本發明は釘頭の周部を成形すべき環状離型を管状の進退桿に装着し其芯孔内に釘頭の中央部を成形すべき中央押型を挿設して此等桿と中央押型とを夫々カム等に依り各別に進退せしむる事に依り周部と中央部とを交互に壓縮して最後に所定の形狀を保たしむべく構成せる裝置に係り其目的とする所は周部と中央部とを各別に押壓する事に依り其壓縮を容易ならしむると同時に釘身と釘頭とを同心的に保ちつゝ釘身に對し比較的大なる頭を有する蹄鐵釘等の成形を極めて簡単正確ならしめんとするに在り。

石炭の乾燥の改良方法 大正15年特許出願公告、第10,294號、第150類 7. 燃料雑、発明者 ウォルター、ランデ 出願人 インターナショナル、コンパンツシヨン エンヂニアリングコルボレイション 代理人辨理士 浅村三郎外一名

発明の性質及目的の要領、本發明は含有揮發性炭化水素分をして殆んど發散せしめざる溫度の下にありて後記粉碎石炭と反対方向に流るる熱瓦斯中に粉碎石炭を其石炭の凝着性を失ふ迄懸垂せしめ然る後其石炭を炭化場所内に移送し再び熱瓦斯中に懸垂せしめて其熱瓦斯により含有揮發性炭化水素分の殆んど全部を蒸餾せしむると同時に固形をなす微粒骸炭を殘留して成る凝着性を有する石炭の處理法に係り其目的とする所は多量の瓦斯と共に微粒状をなす固形骸炭を容易に得んとするにあり。

石炭又は其類似の炭化法 大正15年特許出願公告、第10,295號、第150類 7. 燃料雑、発明者 ウォルター、ランデ 出願人 インターナショナル、コムパンツシヨン エンヂニアリングコルボレイション 代理人辨理士 浅村三郎外一名

発明の性質及目的の要領、本發明は裝入せる石炭と直接に接觸し以て其燃焼を保持するに足る可く極限せられたる量の空氣を石炭の流れと反対方向の流れを有する如く供給せる熱炭化區域中に微粒子に分割せられたる状態にある石炭を裝入し該石炭が内部に懸垂せらるゝ間に其含有揮發成分を放出せしめ斯くて其放出瓦斯竝に底部に沈下せる殘留生成物を取出す事より成る石炭又は其類似の炭化方法に係り其目的とする所は簡単なる操作によりて優良なる粒状をして一部炭化せられたる特殊骸炭瓦斯を容易に得んとするに在り。

骸炭製造法 大正15年特許出願公告、第10,350號、第150類 3. 骸炭、出願人發明者 ミロン、ジエームス、トラムブル 代理人辨理士 中松盛雄

発明の性質及目的と要領、本發明は熱により分解し得べき炭素質材料をレトルドに裝入し其揮發分を排除するに充分なる溫度に於て加熱蒸氣を噴射し次に之れに液體炭化水素を噴射する方法に於て炭化水素の噴射中へ裝入物の溫度を液體炭化水素のクラッキングを起さしめ且炭素を沈着するに充分なる程度に保持する事を特徴とする骸炭製造法に係り其目的とする所は炭素質材料の揮發分の代りに炭素を置換し以て低級なる材料より良質の骸炭を得んとするに在り。

八幡製鐵所9月中銑鋼生産高

銑 鐵	46,515 吨	鋼 塊	7,2403	鋼 材	56,955
本 年 累 計	463,134.76		—	—	—
前月比較減産	4,483.28		—	—	—

◇八幡製鐵所先物拂下價格の協議 (1月渡同様据置か)八幡製鐵所の明年2月渡先物拂下價格決定に關し、製造家側たる製鋼懇話會では11月8日正午東京ステーションホテルに協議會を開き種々討議の結果、歐洲に於ける鋼材市場の状況並に本邦市場の現状より考慮して前月即ち1月渡同様、標準丸棒92圓据置を主張することに意見一致した、尙9日三井側にて東京、名古屋、大阪に於ける各指定商側の協議會を開いて態度を決定する筈で、其準備の爲め東京側指定商は11月8日夜意見の交換を行つたが結局指定商側に於ても据置を主張することとなるらしい。